

自 令和 6 年 1 2 月 1 1 日

至 令和 6 年 1 2 月 1 9 日

第 6 回 和木町議会定例会

令和 6 年第 6 回和木町議会定例会

（令和 6 年 1 2 月 1 1 日）

○ 議事日程

別紙のとおり

○ 会議に付した事件

1. 報告第 1 4 号

例月現金出納検査の結果について

2. 議案第 4 9 号

令和 6 年度和木町一般会計補正予算（第 7 号）

3. 議案第 5 0 号

令和 6 年度国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）

4. 議案第 5 1 号

令和 6 年度和木町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

5. 議案第 5 2 号

令和 6 年度和木町簡易水道事業特別会計補正予算
（第 2 号）

6. 議案第 5 3 号

和木町情報公開条例の一部を改正する条例

7. 議案第 5 4 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

○出席議員（10名）

1 番	三分一 淳	
2 番	明本 光弘	
3 番	津島 宏保	
5 番	嘉屋 富公	
6 番	上田 丈二	
7 番	中村 充子	
8 番	灰岡 裕美	
9 番	小林 秀嘉	
10 番	小森 脇明美	副議長
11 番	兼本 信昌	議長

○説明のため出席した者

町 長	米本 正明	
副町 長	田中 雅彦	
企画総務課 長	渡邊 良平	
税務課 長	坂本 啓三	
住民サービス課 長	上村 克司	
都市建設課 長	山下 純二	
保健福祉課 長	鳥枝 靖典	
教育 長	重岡 良典	教育委員会
事務局 長	松井 敏浩	〃

○会議に従事した職員

事務局 長	吉岡 司
書記	田尾 恵

令和 6 年第 6 回（12 月）定例会

開 議	会 長	9 時 00 分 和木町広報係から議場内のカメラ撮影の許可願いが出ておりますのでこれを許可いたします。 携帯電話お持ちの方は、電源をオフにされるようよろしくお願ひいたします。
議	長	ただいまから、令和 6 年第 6 回和木町議会定例会を開会します。 これより本日の会議を開きます。
議	長	日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。 本定例会の会議録署名議員は、会議規則第 124 条の規定により、3 番議員 津島宏保護議員、5 番議員 嘉屋富公議員を指名します。
議	長	日程第 2 諸般の報告を行います。 10 月 17 日から 18 日まで総務文教・民生建設常任委員会の委員 8 名は、岡山県久米南町では、久米南町庁舎等複合施設・文化センター・図書館、美咲町では、SDGs パートナシップ包括協定連携事業・議会メディアミックス構想について視察研修を行いました。 11 月 7 日 山口県町議会議長会定例会に私が出席しました。 11 月 13 日 東京で、町村議会議長全国大会が開催され、私が出席いたしました。 その他につきましては、お手元に諸般の報告として配布しておりますので、ご了承願ひます。

令和 6 年第 6 回（12 月）定例会

議 長	次に、本定例会の開催にあたり、議会運営委員会が開催されましたので、その結果を委員長から報告願います。 議会運営委員会委員長 津島宏保議員。
議 長	津島議員。
津 島 議 員	議会運営委員会からご報告いたします。 町長より、本日 12 月 11 日に議会が招集されたことに伴い、12 月 4 日に議会運営委員会を開催し、本定例会の運営について次の通り、申し合わせを行いました。 本定例会に付議されております議案は、報告 1 件、議案 6 件でございます。 本定例会の議会運営でございますが、本日、初日に報告第 14 号、議案第 49 号から議案第 54 号の議案説明と質疑を行い、13 日は一般質問、16 日は総務文教常任委員会、18 日は民生建設常任委員会、最終日は 12 月 19 日で、討論、採決を行うことといたします。 よって、本定例会の会期を、本日、12 月 11 日から 12 月 19 日までの 9 日間とし、日程はお手元に配布しておりますとおりでございます。 皆様のご理解とご協力を申し上げ、以上、議会運営委員会からの報告といたします。 議会運営会委員長 津島宏保。
議 長	以上で諸般の報告を終わります。
議 長	日程第 3 会期の決定を議題とします。 おはかりします。 本定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日から 12 月 19 日までの 9 日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

		（「異議なし」の声あり）
議 長		異議なしと認めます。 したがって、本定例会の会期は、本日から 12 月 19 日までの 9 日間とすることに決定しました。
議 長		日程第 4 行政報告について 町長の報告を求めます。 米本町長。
米 本 町 長		みなさん、おはようございます。 本日の行政報告では、8 件の事柄についてご報告させていただきます。 まずは、10 月 27 日に執行された第 50 回衆議院議員総選挙及び第 26 回最高裁判所裁判官国民審査の結果についてご報告申し上げます。 当日の有権者数は 4,636 人、小選挙区及び比例代表の投票者数は 2,547 人、投票率は 54.94％であり、前回に比べ 4.67 ポイントの増加でございました。 投票者数 2,547 人のうち、11 日間の期日前投票を利用された方は 1,323 人、利用率は 51.94％であり、不在者投票は 16 人でございました。 また、最高裁判所裁判官国民審査の投票者数は 2,542 人で、投票率は 54.83％でございました。 和木町における得票数ですが、小選挙区では、届出順に、平岡秀夫候補 1,313 票、岸のぶちよ候補 1,165 票で、和木町において票数で平岡氏が上回りましたが、山口第 2 選挙区においては、岸のぶちよ候補が当選をされました。 比例代表選挙では、届出順に、日本共産党 121 票、国民民主党 297.368 票、立憲民主党 552.631 票、社会民主

党 5 0 票、参政党 6 5 票、日本維新の会 1 2 7 票、れいわ新選組 1 7 5 票、公明党 1 9 9 票、自由民主党 9 2 0 票、でございました。なお、少数点以下の票数は、按分によるものでございます。

以上、1 0 月 2 7 日執行の第 5 0 回衆議院議員選挙、衆議院議員総選挙及び第 2 6 回最高裁判所裁判官国民審査の結果についての報告とさせていただきます。

次に、次期和木町総合計画の策定についてでございますが、町では、平成 2 8 年に第 5 次総合計画を定め、本町の将来像を「緑の風薫る文化のまち和木町」とし、「あいさつと笑顔あふれるまち」を目標にまちづくりを進めてきました。計画期間が令和 8 年 3 月をもって終了するため、今年度から次期総合計画である、仮称ではございますが「和木町第 6 次総合計画」、計画期間は令和 8 年 4 月から令和 1 8 年 3 月までであります。この計画策定に向けて取組を進めているところでございます。

計画には町民の方の意見を取り入れ、より良いものを策定することが求められるため、まちづくりの各分野において積極的に関わってくださっている町民の方の中から 1 3 名の委員を委嘱し、策定委員会を設置いたしました。

去る 1 0 月 1 8 日に第 1 回の策定委員会を開催し、太田俊裕氏が委員長に、村上邦明氏が副委員長に選ばれ、主に「次期総合計画の参考資料となる住民アンケート」について審議が行われました。現在は、開始した住民アンケートの回答が返送されている最中であり、その集計作業を行っているところでございます。なお、和木中学校の全生徒にも中学生用のアンケートを実施しております。その後、回答内容の分析を行い、3 月に第 2 回策定委員会を開催し、アンケート結果の報告を行う予定です。併せて、現計画の実施状況や課題等を点検・検証するとともに、アンケートの結果を踏まえながら、新たな計画の策定を進めてまいります。

次に 3 番目として、令和 6 年度第 2 回和木町総合防災訓練の実施についてでございます。

今年度は総合防災訓練を 2 回実施いたしました。第 1 回目の訓練は 5 月 26 日に個別避難計画に基づく避難訓練を実施し、第 2 回目の訓練は 10 月 6 日に直下型地震の発生を想定した訓練として実施いたしました。

本訓練は、町の職員、消防団に対して災害対応訓練を実施するとともに、住民向けの防災イベントの開催により、職員、消防団の発災初期における対応力の向上と、住民の防災意識の高揚を図ることを目的といたしました。

訓練は、町職員の訓練である「災害対策本部訓練」、消防団の訓練である「消火訓練及び救出訓練」、住民向けの訓練である「住民向け防災イベント」の 3 つの訓練で構成をいたしました。

「災害対策本部訓練」は庁舎 2 階フロアに町職員が集合し、発災初期における情報収集及び被害状況の全容解明、並びに災害対応方針の決定に基づく災害対策本部会議の実施を訓練しております。

「消火訓練及び救出訓練」は和木中学校グラウンドにて実施し、災害対策本部訓練と連動しながら、実戦に即した消防団の訓練となりました。

「住民向け防災イベント」は和木中学校体育館にて実施し、121 名の町民の皆さまにご参加をいただきました。このイベントでは、災害備蓄用のアルファ化米やスープの試食、AED や心肺蘇生法の訓練、地震、洪水、土砂崩れを映像で疑似体験する災害 VR 体験、山口県赤十字社から講師をお招きした防災講話の聴講等の体験をしていただいております。

来場者に行ったアンケートでは、回答者のほぼ全員が「非常に参考になった」又は「参考になった。」と回答していただき、訓練の目的を達成することができたと考えております。

今後も実効性のある総合防災訓練となるよう、訓練の実施方法等について検討を重ねてまいりたいと思います。

以上、令和 6 年度第 2 回和木町総合防災訓練の実施についての報告とさせていただきます。

次に、ENEOS 株式会社との官民連携についてでございます。

ENEOS 株式会社麻里布製油所では、昨年から、環境に配慮したアイデア製品の開発に着手され、本町も積極的に協力させていただいておるところでございます。

その 1 つが、「ボタニカルライト」という製品で、麻里布製油所が製造している高品質なニードルコックスを利用して、土壌から微生物や光合成の力で電力を得て発光する仕組みです。

植物が育つ環境であれば、半永久的に光り続けることになります。

現在、役場 1 F エントランスやコミュニティセンターにサンプル展示しておりますので、ぜひご覧いただき、アンケートにご協力いただければ幸いです。

次に、本町と麻里布製油所が連携して実証実験を行っている仮称「エネマリン」という製品ですが、先日、ENEOS 社内のベンチャープログラム **Challenge X** で最優秀賞となり、事業化に向けて動き出すことになりました。

この製品はニードルコックスを主原料として、鉄粉や竹炭等を配合し固形化したもので、水質を浄化し、悪臭の原因となる硫化水素の発生を抑制する効果がございます。

本年 7 月から、和木 5 丁目潮回し水路で、町と連携して悪臭防止の実証実験を行っており、これまでの検査では、臭気が大幅に軽減され、硫化物イオンの測定値も検出下限を下回っております。

また、魚介類や藻の成長を促進する働きもあり、和木漁業協同組合や和木学園と連携し、小瀬川のあさり漁場への実証実験も進めているところです。最終的には脱炭素の取り組みとして、藻場、藻の生い茂る場所ですけれども、の育成を促し、ブルーカーボンの創出を目指していきたいと考えております。

町といたしましても、町内企業の新たな取り組みを全面的に協力すべく、引き続き支援・連携していきたいと考えております。

以上、ENEOS 株式会社との官民連携についてのご報告とさせていただきます。

次に、令和 6 年度定額減税補足給付金及び低所得者支援給付金についてご報告いたします。

令和 6 年分の所得税及び令和 6 年度分の個人住民税において、定額減税しきれないと見込まれる方を対象とした定額減税補足給付金につきましては、申請不要のプッシュ型対象者は 8 9 0 名、口座登録のない方への確認書の送付は 1 5 4 名、支給対象者総数は 1,0 4 4 名で、このうち 1,0 2 4 名に対し 4 6 9 1 万円を支給いたしました。

また、新たに令和 6 年度住民税非課税又は住民税均等割のみ課税となる世帯への、1 世帯あたり 1 0 万円の支給及び当該世帯内の 1 8 歳以下の児童へ 1 人あたり 5 万円を加算する、低所得者支援給付金につきましては、7 5 世帯に対し 7 7 5 万円を支給いたしました。

いずれも申請期限は 1 0 月 3 1 日で、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用しております。

次に、6 番目として、わき愛あいフェスティバルについてでございます。

1 1 月 3 日、文化会館で「北海道恵庭市物産展」が開催されました。

本来であれば「わき愛あいフェスティバル」が開催される予定でしたが、前日までの台風の影響により会場準備ができず、やむを得ずイベントそのものは中止となったものの、物産展に大変多くの方々が来場されました。姉妹都市の恵庭市の農産物や加工品、北海道の海産物などに加え、今年は、山形県朝日町のリンゴも販売され、例年、フェスティバル会場では 1 日かけて完売となるものが、半日でほぼ売り切れとなるほどの盛り上がりでした。

以上、わき愛あいフェスティバルについての報告とさせていただきます。

次に、7 番目として、和木町教師の日についてでございます。

1 1 月 1 2 日、文化会館で第 3 5 回和木町「教師の日」式典を、小中学生、教職員、保護者や教育関係者など約 4 0 0 名の

参加により開催をいたしました。

この式典は町民が教師を尊敬し感謝するとともに、教師が本町の教育に全力をあげて取り組むよう激励する日として、平成 2 年度から始まったものでございます。

教育委員会表彰に続いて、ホームステイの研修報告、姉妹都市である北海道恵庭市との教育親善使節団事業に参加した児童生徒と保育教諭による研修報告を行いました。

教育親善使節団事業の参加者は、初めて訪れた北海道の魅力に心を躍らせると共に、恵庭市の児童生徒と交流することで、忘れられない貴重な体験となったようでございます。

また、今年度初めての試みである保育士・保育教諭の職員相互派遣事業に参加した保育教諭は、恵庭市立すみれ保育園の 2 カ月間の派遣で学んだことや取組などを、会場の児童生徒への質問を交えながら発表し、研修の成果を和木こども園の保育現場に活かしていきたいとのことでした。

「みんなが生徒、みんなが先生」をキャッチフレーズとする本町教育の更なる振興に向けて、先生方にとっても子どもたちにとっても意識を高めることができた式典となりました。

以上、和木町教師の日についての報告とさせていただきます。

最後に、和木小学校開校 1 5 0 周年記念事業についてのご報告です。

1 1 月 3 0 日、和木小学校屋内運動場で「和木小学校開校 1 5 0 周年記念式典」が開催されました。式典では記念事業のマスコットキャラクター「わっち」のデザイン表彰、児童が歌詞を考案し、Official 髭男 disarm のサポートメンバーで、和木小学校卒業生の善岡慧一さんが作曲した小学校応援歌「希望のバトン」のお披露目、腰塚勇人さんによる「命の授業」と題した記念講演が行われました。午後からは児童企画や P T A のゲームコーナーなどが開催され、訪れた卒業生や地域の方々におもてなしを行いました。

今年度は記念事業として、5 月 4 日に小学校でタイムカプセ

令和 6 年第 6 回（12 月）定例会

ルの開封式、8 月 5 日に小学校グラウンドで夏季巡回ラジオ体操、9 月 6 日には平和記念公園内にある「原爆の子の像」のモデルとなった佐々木禎子さんのお兄さんである佐々木雅弘さんに「平和を願う心がけとみんなの使命」と題してのご講演をいただいたところです。

また、11 月 15 日から 11 月 30 日まで、和木美術館にて「記憶のアルバム～150 周年記念展～」が開催され、歴代の卒業制作や当時の写真をはじめ、佐々木禎子さんが最後に作った折り鶴のレプリカなども展示されました。

5 月に開封されたタイムカプセルの物品の引き渡しも行われ、さらに、開校 150 周年を記念して、ENEOS 株式会社麻里布製油所より、先程ご報告いたしましたボタニカルライトを活用したモニュメントを寄贈して頂きました。このたびの寄贈に対しましては、改めて感謝を申し上げる次第でございます。

以上、8 件について行政報告とさせていただきます。

議	長	日程第 5 報告第 14 号 例月現金出納検査の結果について
---	---	--------------------------------

監査委員から、お手元に配布してありますとおり、例月現金出納検査の結果について報告がありましたのでご了承願います。

議	長	日程第 6 議案第 49 号 令和 6 年度和木町一般会計補正予算（第 7 号）
---	---	--

これを議題とします。執行の説明を求めます。

渡邊企画総務課長。

渡 邊 企 画 総 務 課 長	議案第 49 号 令和 6 年度 和木町一般会計補正予算（第 7 号）についてご説明申し上げます。
--------------------	---

補正予算の概要といたしましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ4,655万3千円を追加し、予算総額を45億5,995万9千円とするものでございます。

今回の補正予算の主な内容といたしましては、各費目で追加が必要となる経費を計上するとともに、人事異動に伴う各費目における職員給与費、給料・手当・共済費でございますが、これらの増額を提案させていただくものであります。

それでは第1表 歳入歳出予算の2ページ歳出からご説明申し上げます。

詳細は12ページ以降になります。

款1 議会費では人事異動に伴う職員給与費、給料・手当・共済費を44万9千円増額しております。

12ページからあと 款2 総務費の補正は、会計年度任用職員の共済費として549万3千円、石油貯蔵施設立地対策等交付金基金積立金として106万6千円、家庭用防犯カメラ設置費補助金20万円、昨年度交付を受けた国庫補助金等の精算に伴う返還金612万3千円、人事異動に伴う職員給与費、手当や給料などですが、1,656万1千円を増額するものでございます。

16ページ以降 款3 民生費2,165万2千円の増額でございますが、自立支援医療費271万4千円、介護・施設訓練等給付費630万9千円、障害児通所給付費458万1千円、委託保育事業として幼稚園・こども園施設型給付費707万2千円などを増額計上したことによるものであります。

18ページ以降 款4 衛生費では、し尿処理手数料を100万円増額、また 款6 商工費には12月以降新規創業者2名分に係る創業支援補助金として、商工費に130万8千円を計上しております。款7 土木費 道路橋りょう費は歳出の補正はございませんが、財源更正を行っております。

18ページからあと 款9 教育費でございます。558万3千円の増額であります。人事異動に伴い不足する職員給与費、給料・手当・共済費を440万円増額し、小学校では燃料

費と光熱水費を58万1千円増額、防火シャッターの修繕に必要な経費36万1千円を計上しております。

社会教育費では、文化会館においてLPガス、灯油等の使用量が増えていることから、燃料費23万8千円を増額しております。

戻りまして、1ページの歳入についてご説明申し上げます。

詳細8ページ 款14 使用料及び手数料については、歳出19ページの方でただ今説明しました、衛生処理、19ページの処理手数料として60万円を増額しております。

款15 国庫支出金1,080万6千円の増額は、児童福祉費負担金として、こどものための教育・保育給付交付金331万7千円、社会福祉費負担金として、障害児通所給付費負担金229万円、介護・施設等訓練給付費負担金315万4千円、障害福祉費負担金及び自立支援医療負担金の過年度精算分171万7千円などを計上したことによるものであります。

款16 県支出金は、民生費県負担金として、子どものための教育・保育給付交付金157万9千円を増額、障害児通所給付費負担金114万5千円、介護・施設訓練等給付費負担金157万7千円、障害者福祉費負担金に16万4千円の増額、合わせて446万5千円を計上しております。

次のページ総務費県補助金は、石油貯蔵施設立地対策等補助金の今年度補助額が当初予算額に比べて106万6千円増えたことと、併せて道路事業に充当するため簡易水道事業会計から一般会計に移した40万円を計上しており、併せて146万6千円の増額でございます。

県支出金全体では593万1千円の増額ということになっております。

款18 寄附金ですが、一般寄附金50万6千円、企業版ふるさと納税として10万円をそれぞれ計上しております。

款19 繰入金では、今回の補正予算の歳入歳出調整により財政調整基金の繰入金を2,051万9千円増額計上しております。

款21 諸収入・雑入では、後期高齢者医療広域連合市町療養給付費負担金還付金として、809万1千円を計上しております。

なお、今回の補正後の財政調整基金の残高は13億8,458万5千円になる見込みでございます。

続きまして、3ページ第2表 債務負担行為補正についてご説明いたします。「町指定のごみ袋購入費」これは、その債務負担の期間を令和7年度から8年度まで、限度額を1,100万円とするものであります。

以上で議案第49号の説明を終わります。

議長 本案に対する質疑を許します。

なお、質疑は簡潔に、答弁は丁寧をお願いいたします。
質疑はありますか。

議長 明本光弘君。光弘議員。

明本議員 はい。補正予算書13ページですが、総務一般事業、会計年度職員の共済費が549万3千円増加しておりますが、この内訳について教えてください。

議長 渡邊課長。

渡邊企画総務課長 増額の内訳と言いますか、理由に関しましては、まず会計年度任用職員の勤務時間を満たした者に対しては、勤勉手当を今年度から支給開始しております。給与総額が増えることにより共済費も増えるということ、それから会計年度任用職員の中に社会保険料の加入者、対象となったものが5名増えました。更に共済費の負担率、まあ各個人に掛かる負担率の割合が上がったこと。更に時給、月給、賞与の増により全体として共済費が増えたということでございます。

議 長	よろしいですか。 他にございませんか。 嘉屋富公議員。
嘉 屋 議 員	17 ページ、上から 6 行目になります。更正医療費とあります。これを詳しく教えてください。
議 長	鳥枝保健福祉課長。
鳥 枝 保 健 福 祉 課 長	はい、更正医療につきましてですけれども、更正医療とは身体障害者手帳の交付を受けた 18 歳以上の方が対象で、その障害を軽くするとかですね、進行を防ぐなど自立した日常生活や職業生活を送るため、身体上の機能を回復・改善するための医療で、確実な効果が期待できるものとされています。
議 長	よろしいですか。 他にございませんか。 森脇明美議員。
森 脇 議 員	13 ページの防犯対策事業とコミュニティバス運用事業の 2 点について伺います。最初に家庭用防犯カメラの設置費用補助金について、これについて伺います。
議 長	渡邊課長。
渡 邊 企 画 総 務 課 長	今回補正の理由といたしましては、当初予算でこの家庭用防犯カメラの設置費の補助金については 60 万円計上しておりますが、10 月末までに 9 件、42 万 4 千円を既に給付、交付しております。今後 7 件程度の支出を見込みまして、20 万円増額の計上となっております。
議 長	森脇議員。

森 脇 議 員	はい。もう 1 点なのですが、13 ページの一番下のところのコミュニティバスの運用事業で修繕料というのが掛かってる、45 万円掛かってるんですが、何に使用されるのかお願いいたします。
議 長	渡邊課長。
渡 邊 企 画 総 務 課 長	はい、こちらはコミュニティバス、今 2 台運用、運行しておりますが、その車検が 2 月にまいります。だいたいこの車検の時に修繕費用が 1 台当たり 20 万円程度、それから予備車が 1 台ございますが、この 3 ヶ月点検が年が明けて 1 月、こちらが 5 万円程度掛かると見込んで、合わせて 45 万円の計上しております。
議 長	よろしいですか。
森 脇 議 員	はい。
議 長	他に質疑ございませんか。 上田丈二議員。
上 田 議 員	ページ 15 ページ 2 款総務費 1 項総務管理費 7 目の諸費 過誤納付金の 612 万 3 千円についてちょっと伺いたいと思うんですけども、保健福祉課の国庫補助金返還金 581 万 2 千円と、教育委員会の 31 万 1 千円のこの内容について教えていただきたいと思います。
議 長	はい、鳥枝保健福祉課長。
鳥 枝 保 健 福 祉 課 長	はい。保健福祉課 581 万 2 千円の件でございますけれども、国、県から交付を受けた交付金等の精算に伴う返還金でござ

		ございます。令和 4 年度出産子育て応援給付金に掛かる返還金 3 3 8 万 8 千円、令和 5 年度出産子育て応援給付金に掛かる返還金 1 4 9 万 2 千円、令和 5 年度障害者福祉費負担金等 9 3 万 2 千円となっております。
議 長	松井教育委員会事務局長。	
松 井 教育委員会 事 務 局 長	はい。それでは教育委員会の返還金部分についてお答えいたします。 この交付金でございますが、放課後児童クラブ、それからその他子ども子育て事業にかかる運営費等の国から、国及び県からの交付金でございますが、前年度に交付された交付金について令和 6 年度において実績報告を行い、交付決定額と実績報告、差し引きいたしまして返還するものでございます。	
議 長	よろしいですか。 他にございませんか。 津島宏保議員。	
津 島 議 員	ページで言うと 2 1 ページ、款 9 の教育費 小学校費について伺います。小学校管理運営事業 燃料費、光熱水費、修繕料、それぞれのですね、補正理由をお聞かせください。	
議 長	松井局長。	
松 井 教育委員会 事 務 局 長	はい、それでは小学校のまず燃料費からお答えいたします。 この内容でございますが、保健室、理科室、屋内運動場において、空調にガスを使用しております。このガス代の不足分の補正でございますが、この理由といたしまして、昨年度より従量単価、1 m³あたりの単価でございますが 5 0 円程度の値上がり、それから猛暑ですね、今年度の、影響により屋内運動場での空調使用料が若干増加いたしました。そういった事で補正の	

増を求めるものでございます。

それから光熱水費、こちらにつきましては、電気・水道料になっております。こちらの方も昨年度と比較いたしまして使用料が、電気使用料が増加したことから、予算の不足が見込まれております。まず年度当初 4 月分でございますが、こちら例年 1 2 月から 3 月にかけて、換気を行いながら授業等々行っております。そういった関係でどうしても暖房を使う機会が増えて電気料の使用料が増加いたします。電気の使用料が増加いたします。

それからまた今年度ですね、5 月当初からかなり気温も高く、春の運動会、そういったところでもですね、子どもたちが教室に帰ってきて体を冷やすという目的でですね、若干エアコンをかける時間が長くなったと、あとやはり猛暑でございますのでエアコンの使用にですねどうしても電気が負荷が高くなりまして増加したというふうなことで今回補正に上げさせていただきます。

続きまして修繕料でございます。こちらの方は防火シャッターのワイヤーの修繕ということになっております。これは防火点検においてシャッターの自動停止ですね、危険防止のための、挟まれ防止のためのワイヤーでございますが、こちらの方の劣化が激しいということで、今回修繕を行うというものでございます。

議 長

よろしいですか。

他にございませんか。

灰岡裕美議員。

灰 岡 議 員

17 ページ 民生費の中の児童福祉費について伺いたいします。これは委託保育事業 707 万 2 千円ですが、これは和木町の子どもが、和木こども園以外で保育を受ける際の和木町が支払う事業費となっておりますが、今年度のこれまでの実績と、今回計上分を含めて何人分を計上しておられるのでしょうか

		か質問いたします。
議 長		松井局長。
松 井 教育委員会 事 務 局 長		はい。今年度当初ですね、この町外の幼稚園、それから子ども園施設に通う子ども 4 名を見込んでおりました。年度ももう半分以上過ぎて、町外へのそういった施設への子どもが、年度末までに 9 名を見込んでこの補正を行うものです。
議 長		灰岡裕美議員。
灰 岡 議 員		はい。年度途中での 9 名を見込んでいるというのは、これまでと比べてちょっと多いように思うんですが、どういう状況なのか説明お願いいたします。
議 長		松井局長。
松 井 教育委員会 事 務 局 長		町外を選ばれる理由でございますが、やはり仕事場が近かったり、それから兄弟、他の兄弟ですね、上の子どもが町外に入っているんで、町外の施設に入っているんで入りたい。それから例えば保護者の考え方で小規模なそういった園を選びたい。それから語学に特化した園があるのでそちらの方に通いたい。そういった保護者の方の考え方によるものが大きいというふうに考えております。
議 長		灰岡裕美議員。
灰 岡 議 員		はい。昨今子どもの出生数が随分減ってると思うんですが、これからこの委託事業費、これからの見込みとしては減っていくと思われませんか。町のお考えをお伺いします。
議 長		松井局長。

松 井 増加するか減少するかっていうのは、ちょっとその保護者保護者の考え方もあると思うんですが、私としてはできれば和木のこども園にですね、広いこども園を造っておりますので、そちらの方に通っていただきたいというふうに考えております。

議 長 はい、よろしいですね。
他にございませんか。
はい、明本光弘議員。

明 本 議 員 19 ページです。し尿処理費、いわゆる汲み取り事業ですが、100 万円増加となっております。下水道が完備されているのにし尿処理費が増加するという理由を教えてくださいのと、財源ですが手数料 60 万円しかありません。40 万円は一般財源となっております。この割合についてどうなのか教えてください。

議 長 山下都市建設課長。

山 下 都 市 建設 課 長 はい。まず、し尿の増加の内容につきましてですがけれども、こちらの方和木町内からですね、和木町内からし尿及び浄化槽汚泥、こちらの方を処理するものでございますけれども、主に量として多いものは会社、民間企業、そういったところの浄化槽やし尿汚泥が多い、増えた理由となっております。民間企業の方で最近大型定期修繕等が行われることが多いということで増えたものと考えております。

また 100 万円の内訳、60 万円と 40 万円についてでございますけれども、実際に処理量の増加分については 60 万円でございます。残り 40 万円につきましては、前年度、令和 5 年度ですね、こちらの方、大竹のし尿処理場との精算に基づくものでございます。以上です。

議	長	よろしいですね。はい。 他に質疑ございませんか。 （「なし」の声あり）
議	長	質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結します。
議	長	日程第 7 議案第 5 0 号 令和 6 年度和木町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号） 日程第 8 議案第 5 1 号 令和 6 年度和木町介護保険特別会計補正予算（第 2 号） 以上、2 議案についてこれを議題といたします。 議事進行上、一括して執行の説明を求めます。 鳥枝保健福祉課長。
鳥 枝 保 健 福 祉 課 長		議案第 5 0 号及び議案第 5 1 号について一括してご説明いたします。 議案第 5 0 号 令和 6 年度和木町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）についてご説明いたします。 本議案は、国庫補助金の増額に伴い、歳入予算を調整するもので、予算の総額 7 億 4 7 3 万 8 千円に変更はございません。 1 ページの歳入についてご説明いたします。 款 4 繰入金は、今回の補正額の歳入を調整いたしまして、財政調整基金繰入金を 2 7 7 万 8 千円減額するものです。 款 7 国庫支出金は、マイナ保険証対応システム改修に係る社会保障・税番号制度システム整備費補助金の交付に伴い 2 7 7 万 8 千円を増額するものです。 以上で、議案第 5 0 号の説明を終わります。 続きまして、議案第 5 1 号 令和 6 年度和木町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）についてご説明いたします。 本議案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ

14万5千円を追加し、予算の総額を5億5,254万8千円とするものでございます。今回の補正は、保険事業勘定の補正をするものでサービス勘定の補正はございません。

2ページの歳出からご説明いたします。

款2 保険給付費は、サービス利用者の増加により、給付額が増加傾向にあることから、支援サービス等諸費を509万5千円増額するものです。

款3 地域支援事業費は、地域包括支援センター職員の異動等に伴い、14万5千円を増額するものです。

款4 基金積立金は、今回補正の歳出額を調整いたしまして、介護給付費準備基金積立金を509万5千円減額するものです。

続きまして、1ページ歳入についてご説明いたします。

款5 繰入金は、歳出の職員給与費の増額に伴い、その他一般会計繰入金を14万5千円増額するものです。

以上で、議案第51号の説明を終わります。

議 長

これより議案ごとに質疑を許します。

議案第50号について質疑を許します。

質疑はありませんか。

上田丈二議員。

上 田 議 員

歳入についてお聞きしたいと思います。社会保障・税番号制度システム整備補助金277万8千円の内容について伺います。

議 長

鳥枝課長。

鳥 枝 保 健
福 祉 課 長

はい、この度の保険証廃止に伴うマイナ保険証対応システム改修委託料、マイナ保険証の対応に伴うものでございまして、主に今回保険証が変わって、資格確認書というのを新たに発行することになりましたので、それが主な改修となります。

上 田 議 員 続いてお聞きしたいんですけどもマイナンバー

議 長 挙手、上田議員、挙手でお願いいたします。
挙手を出してお願いいたします。
上田丈二議員。

上 田 議 員 はい、すいません。
マイナンバーの交付の保有率をちょっと伺いたいんですけども。

議 長 鳥枝課長。

鳥 枝 保 健 はい、国民健康保険加入者の方のマイナ保険証についてです
福 祉 課 長 けれども、10月25日現在ではございますが、被保険者数9
83人に対して登録数が692人、70.4%になっております。
で利用率につきましては、27.5%でございます。

議 長 上田丈二議員。

上 田 議 員 和木町において保有率がすごく高いなと思ってびっくりしましたけども、いいことだとは思うんですけども、依然として、ついでにお聞きしたいんですけども、依然として前の保険証を使われる方も多いと思うんですけども、3割近くいるのかな、で新たな保険証を配布されないというふうに聞いておりますけれども、その前の保険証も1年間は使えるというふうに聞いてるんですけども、その中で期限の切り替えとかはどういうふうな形されるんでしょうか、伺いたいと思います。

議 長 鳥枝課長。

鳥 枝 保 健 社会保険とかに加入した場合は国保から喪失することにな

福 祉 課 長	りますので、その際に本人がマイナ保険証に入っておればそのままですし、もし入ってなければ資格確認書にするのかマイナ保険証にするのか確認してですね、そのように対応さしていただきたい。いきます。
議 長	上田丈二議員。
上 田 議 員	切り替えで前の保険証がまだ使えなくなってしまうという方もそういう方、考えを持っていらっしゃる方もいる、いらっしゃると思うんで、まだ使えて期限の申請ができるってことも通知していただきたいと思うんですけど、その辺はどうでしょう。
議 長	鳥枝課長。
鳥 枝 保 健 福 祉 課 長	やはり今まで保険証というものを使っててですね、使い勝手が悪い方については資格確認書というのを発行できますのでそちらをご利用いただけたらと思いますし、周知についても随時広報等で周知していきたいと考えています。
議 長	よろしいですか。はい。 他に質疑はありませんか。 （「なし」の声あり）
議 長	質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結します。
議 長	続きまして、議案第 5 1 号について質疑を許します。 質疑はありませんか。 （「なし」の声あり）

議 長	質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結します。
議 長	日程第 9 議案第 5 2 号 令和 6 年度和木町簡易水道事業会計補正予算（第 2 号） これを議題とします。執行の説明を求めます。 山下都市建設課長。
山 下 都 市 建 設 課 長	議案第 5 2 号、令和 6 年度和木町簡易水道事業会計補正予算（第 2 号）についてご説明いたします。 議案書の 1 ページ目をご覧ください。 第 2 条におきまして、令和 6 年度和木町簡易水道事業会計予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額について補正するものでございます。 補正予算の概要といたしましては、支出、第 1 款、事業費用を 4 0 万円増額して、1 億 1,5 3 8 万 6 千円とするものでございます。 続きまして補正予算に関する説明書の 1 ページをご覧ください。 概要の内訳といたしまして、第 1 項、営業費用、目 5 原水及び浄水費の 4 0 万円の増額でございますが、瀬田浄水場及び関ヶ浜浄水場で主に大腸菌を殺菌する次亜塩素酸ナトリウムを追加購入するものでございます。 続きまして、補正、議案の 1 ページ目をご覧ください。 第 3 条におきまして、令和 6 年度和木町下水道、簡易水道事業会計予算第 4 条に定めた資本的収入及び支出の予定額について補正するものでございます。 補正予算の概要といたしましては、収入、第 1 款、資本的収入につきまして、4 0 万円を減額して、2,9 3 5 万円とし、支出、第 1 款、資本的支出を 3 1 万 3 千円増額して、4,0 7 0 万 7 千円とするものでございます。 補正予算に関する説明書の 1 ページをご覧ください。

概要の内訳といたしまして、まず支出からご説明いたします。

第 1 項、建設改良費、目 5 原水及び浄水施設費の 3 1 万 3 千円でございますが、当初予定しておりませんでした瀬田浄水場内の循環ポンプ等の更新工事を実施いたしました。今後、適正に維持管理をおこなうため工事請負費を増額するものでございます。

続きまして収入についてご説明いたします。

第 5 項、補助金、目 1 県補助金の 4 0 万円の減額ですが、石油貯蔵施設立地対策等補助金事業の充当額の確定に伴い、減額するものでございます。

このほか、補正予算に関する説明書 2 ページ以降に、予定貸借対照表などの説明資料を添付しておりますが、説明の方は省略させていただきます。

以上で、議案第 5 2 号の説明を終わります。

議 長	本案に対する質疑を許します。 質疑はありませんか。 嘉屋富公議員。
-----	---

嘉 屋 議 員	はい。この昨年度の実績から予算を立てられたと思うんですけど、今回 4 0 万円、多分これは次亜塩素酸これの追加料金とと思われますが、なぜこういうことが起こったのか説明をお願いします。
---------	---

議 長	山下課長。
-----	-------

山 下 都 市 建 設 課 長	はい。薬品費の追加、追加購入の件で、理由でございますけれども、昨年度、令和 5 年度に瀬田と関ヶ浜の浄水場、各装置ですけれども、こちらの方、滅菌装置の方を新たに更新しております。装置が新しくなった事に伴いまして、設定濃度の管理精度等が上昇した事に伴い薬品の使用量も増加したものでござ
--------------------	---

令和 6 年第 6 回（12 月）定例会

ございます。設置されたのが今年の 2 月ということで、まあ運用実績も無く、当初予算への計上が叶わなかったので今回補正予算の対応とさせていただきました。

議 長 よろしいですか。
嘉屋富公議員。

嘉 屋 議 員 はい、今年の 2 月ということは、それ以降、以前ですよね、水質検査等々ですね、これは合格基準に達していたんでしょうか。

議 長 山下課長。

山 下 都 市 はい。まあ令和 5 年度に関わらず、ずっと水質検査等は毎月建設課長しておりますけれども、そちらの方の数値の異常は確認できておりません。

議 長 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長 質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結します。

議 長 日程第 10 議案第 53 号 和木町情報公開条例の一部を改正する条例

これを議題とします。執行の説明を求めます。

渡邊企画総務課長。

渡 邊 企 画 議案第 53 号 和木町情報公開条例の一部を改正する条例
総 務 課 長 についてご説明いたします。

本議案は、和木町情報公開条例第 5 条を改正し、改正前は町

令和 6 年第 6 回（12 月）定例会

が保有する公文書の開示を請求できる者として、町内に住所を有する者、町内に存する事務所又は事業所に勤務する者、町内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体、実施機関が行う事務又は事業に利害関係を有する個人及び法人その他の団体、に限られていたものを、改正後は誰でも開示を請求できるようにするものでございます。

これは、県及び他市町村において、開示請求者の住所要件を撤廃する自治体が増えており、当町が他の自治体の住民に開示請求権を与えないということが、相互主義の観点から好ましくないためとの考えに基づくものでございます。

また、だれでも請求可能とはいえ、和木町情報公開条例第 9 条において「公開しないことができる公文書」が明確に定められており、「(原則として) 個人に関する情報で、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの。」「公開することにより、人の生命、身体又は財産の保護、犯罪の予防その他公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報」等の情報は公開しないこととなっております。

以上で、議案第 5 3 号の説明を終わります。

議 長 本案に対する、質疑を許します。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結します。

議 長 日程第 1 1 議案第 5 4 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
これを議題とします。執行の説明を求めます。
渡邊企画総務課長。

渡 邊 企 画
総 務 課 長

議案第54号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う
関係条例の整理に関する条例についてご説明いたします。

本議案は、令和4年に成立した、刑法等の一部を改正する法律において、懲役及び禁錮を廃止し、拘禁刑を創設する改正がなされ、同法が来年6月1日に施行されることに伴い、条例中の懲役及び禁錮の文言を拘禁刑に改めるなどとともに、同法の施行に伴う関係法律の整理法に規定している経過措置と、同様の経過措置を設けるものでございます。

条例の施行時期は、刑法等一部改正法の施行の日である令和7年6月1日となっております。

第1条では「和木町職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例」の一部改正、第2条では「和木町し尿浄化槽管理業条例」の一部改正、第3条では「和木町消防団条例」の一部改正を行い、それぞれ条例中にある「懲役」及び「禁錮刑」の文言を「拘禁刑」に改めております。

第4条から第6条では経過措置を定めており、過去に罰則規定を含む条例の改廃を行った際に設けた経過措置の規定を適用する場合等に、今回の刑法改正に伴ってその罰則の適用に影響が生じないように規定を定めるとともに懲役や禁錮に処せられた者やこれらの刑で起訴された者を、条例において「人の資格制限の対象」としている場合等に、今回の刑法改正に伴ってこれらの刑が拘禁刑に改正されたとしても、その対象となる範囲に影響が生じないようにするための規定を定めたものでございます。

以上で、議案第54号の説明を終わります。

議 長

本案に対する、質疑を許します。
質疑はありませんか。
上田丈二議員。

上 田 議 員

はい、すいません。第10条なんですけど、し尿浄化槽管理業者に対する拘禁刑もしくは罰金だと思うんですけど、この中

の第3条の規定に違反したってあるんですけど、どのようなことがこの違反に値するのか教えていただきたいと思います。

議 長 すいません。上村住民サービス課長。

上 村 住 民
サ ー ビ ス
課 長 はい。この第3条の規定と申しますのが、し尿浄化槽の管理業の許可になります。その管理業の許可を得ずにですね、営業した場合ということになります。以上です。

議 長 よろしいですか。
上田丈二議員。

上 田 議 員 許可に関してっていうのは、町長の許可がいるっていうことですか。

議 長 上村課長。

上 村 住 民
サ ー ビ ス
課 長 はい、その通りでございます。

議 長 他に質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結します。

議 長 以上で、本日の日程はすべて終了しました。
よって、本日はこれで散会したいと思います。ご異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議

長

異議なしと認めます。

議

長

本日はこれで散会いたします。
お疲れさまでした。

閉 会 1 0 時 5 分